

別紙1

広報伊根印刷業務に係る仕様書

この仕様書は、令和8年度において、伊根町が発行する広報誌「広報伊根」の印刷・デザイン業務に関する仕様を次のとおり定めるものとする。

(受託者の条件)

第1条 受託業者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者とする。

(業務期間)

第2条 本業務の業務期間は、令和8年4月1日～令和9年3月31日とする。

- 2 前項の期間内に、社会情勢の変化や、伊根町の財政状況の悪化等により業務金額の予算が確保できない場合は、契約内容の規模縮小や契約の解除をすることがある。
- 3 前項の場合、伊根町及び受託者において協議し、縮小後の規模、契約金額又は契約の解除を決定するものとする。

(業務内容)

第3条 業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 「広報伊根」のデザイン

(2) 「広報伊根」の印刷

○印刷物の規格及び仕様

- ・全 面 規格 マットコート紙70k
色数 指定なし(フルカラー、白黒等問わず見易い配色を提案ください)
- ・形 式 A4版両面印刷とし、製本して納品のこと
綴じ穴 2穴
あわせてJPGファイル(表紙データ)、PDFファイル(見開きのものと、1ページ毎のもの、見開きのもので指定個所を白塗り加工したもの、1ページ毎で指定個所を白塗り加工したもの、それぞれ1つずつ)も納品のこと
- ・印刷部数 1,000部(町が指定する部数ごとに仕分けして納品)
- ・ページ数 各号12～16ページ程度
- ・原稿引渡 データ入稿し、引き渡しに間に合わない場合は、原稿等をメールで送信します。
- ・納入場所 伊根町役場 企画観光課(庁舎2階)
- ・納入期限 毎月第4木曜日の前日(その日が祝日の場合は、その前日)

- 2 受託者は、印刷業務の効率化、デザイン等に関する提言や助言、企画立案等を自主的に行っててもよい。

(再委託の禁止)

第4条 受託者は、この業務による事務については自ら行い、伊根町が承諾した場合を除き、第三者にその取り扱いを委託してはならない。

(業務料の支払)

第5条 業務料の支払いは月ごととし、支払日は、成果品及び納品書が提出され、かつ、請求書が提出された日の40日以内とする。

(関係経費)

第6条 本業務を執行するにあたっての関係経費の負担は次のとおりとする。

(1) 本仕様書第3条第1項に掲げる業務

- ①印刷物 伊根町が支払う
- ②納品 受託者が支払う

2 受託者は、受託者の責めに帰すべき理由により、印刷物を滅失したときは、同等品以上の代物を弁償し、毀損したときは原形に復旧しなければならない。

(遵守事項)

第7条 受託者は、本業務の履行にあたり、誠意を持って履行するものとする。

(契約の解除)

第8条 伊根町は、受託者が次の各号に該当すると判断したときは、契約を解除できるものとする。

- ①受託者が本仕様書に基づいて本業務を実施しない場合
- ②受託者が委託期間内であるにも関わらず、本業務を実施しない場合
- ③受託者が第7条の遵守事項を度重なって遵守しない場合

2 前項の場合に、本業務を継続するために発生する損害金を受託者は支払うものとする。

(個人情報の保護)

第9条 本業務を受託する者は、この業務による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別紙3「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(報告義務)

第10条 受託者は、本業務について問題が生じた場合は速やかに伊根町に報告し、伊根町の指示を受けるもとし、その問題の処理結果も伊根町に報告するものとする。

(権利の帰属)

第11条 本業務で作成した印刷物及びデジタルデータの版権は伊根町に帰属する。

